

第2回総務文教常任委員会会議録

平成31年2月14日（木）

開 会 午前 9時00分

閉 会 午後 0時 5分

○会議に付した事件

1. 町からの協議・報告事項について

●企画政策課

- ①平成31年度清里町当初予算の概要について
- ②平成31年度一般会計当初予算主要施策事業（企画政策課所管分）
- ③清里町商工振興計画の策定について
- ④観光地整備基本設計（神の子池・さくらの滝）について
- ⑤北のハイグレード食品S（セレクション）の選定について

●消防署清里分署

- ①平成31年度一般会計当初予算（清里分署所管分）

●総務課

- ①北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止に伴う専決処分について
- ②平成31年度一般会計当初予算主要施策事業（総務課所管分）
- ③地方公務員における長時間労働の是正について

●生涯学習課

- ①平成31年度一般会計当初予算主要施策事業（生涯学習課所管分）
- ②平成31年度公立高等学校入学者選拔出願状況について

2. 議会費予算について

- ①平成31年度一般会計当初予算（議会事務局所管分）

3. 次回委員会の開催について

4. その他

○出席委員（7名）

委員長	勝 又 武 司	副委員長	加 藤 健 次
委員	河 口 高	委員	池 下 昇
委員	伊 藤 忠 之	委員	堀 川 哲 男
委員	村 島 健 二	※議長	田 中 誠

○欠席委員 なし

○説明のため出席した者の職氏名

■企画政策課長	本松 昭仁	■まちづくりG主査	田中 誠之
■まちづくりG主査	半澤 忍	■地域振興G主査	横畠 敏樹
■まちづくりG主任	長屋 智洋	■産業建設課主査	山本 卓司
■消防分署長	岡崎 亨	■庶務係長	君島 晴男
■総務課長	伊藤 浩幸	■総務課主幹	梅村百合子
■管財G総括主査	吉田 正彦	■総務G主査	吉本 淳
■生涯学習課長	原田 賢一	■生涯学習課主幹	三浦 厚
■学校教育G総括主査	新輪 誠一	■社会教育G主査	武山 雄一
■学校教育G主査	小泉めぐみ	■学校教育G主査	阿部由美子

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長	溝 口 富 男
主 査	寺 岡 輝 美

●開会の宣告

○勝又委員長

第2回総務文教常任委員会を開催させていただきます。

○勝又委員長

大きな1番、町から協議報告事項。企画政策課5点ございます。課長。

○企画政策課長

1点目の平成31年度清里町当初予算の概要につきましては御承知のとおり、今回骨格予算ということでありまして、引き続き総合戦略、総合計画等々に則った政策事業はもちろんであ

りますけども、そういったことも踏まえながら政策予算を一時保留にした状態の中で、平成31年度の予算を組まさせて頂きました。担当よりご説明をさせて頂きます。

○勝又委員長

はい、担当。

○まちづくりG主査

それでは私の方から平成31年度の予算の概要につきまして御説明申し上げます。別冊の資料1。こちらの平成31年度予算の概要をご覧ください。まず1ページをお開きください。

平成31年度清里町予算編成方針でございます。平成31年度は清里町まち・人・しごと総合戦略が最終年。第5次総合計画も残り2年となり、その着実な推進と反省評価を図ることを基本姿勢としております。当初予算は、統一地方選挙に伴う骨格予算編成であり、政策的な事業予算については6月以降の補正予算対応となりますため、継続事業が主なものとなりますが、子ども子育ての環境づくりや産業振興、高齢者福祉の充実など、住みよいまちづくりの実現に向けた予算編成を行っております。

それでは各会計の予算を御説明いたします。4ページを開きください。一般会計につきましては、予算の総額が44億4千800万円でございます。平成30年度当初予算から比べて、5億8千500万円の減。前年比88.4%となっております。特別会計合わせまして全会計の合計は60億3千761万1千円でございます。平成30年度当初予算から比べて5億8千500万円の減。前年度から6億235万7千円の減。前年度比90.9%でございます。

続きまして5ページをご覧ください。一般会計歳入の内訳でございます。依存財源であります、地方譲与税から地方特例交付金までと交通安全対策特別交付金は、過去の実績等を勘案し予算計上しております。なお、自動車取得税交付金が10月1日に環境性能割交付金に改正されることに伴いまして、7款に環境性能割交付金を新設いたしております。地方交付税につきましては基準財政需要額から町税などの基準財政収入額を控除した見込み額と近年の実績を勘案しまして、昨年同額の22億7千万円を計上いたしております。国庫支出金につきましては道路橋梁の改修に伴う補助事業量の増加などにより、7千624万7千円増の2億5千826万6千円。道支出金につきましては、ケアハウス整備の補助事業の終了などに伴いまして3千928万8千円減の1億9千350万5千円となっております。町税につきましても、ケアハウス整備や中学校のグラウンド芝生化などの施設整備の完了に伴いまして4億6千950万円減の、2億5千220万円を計上いたしております。

次に自主財源でございますが、町税につきましては農業所得とたばこ税の減収の見込みによりまして698万1千円減の4億4千462万円を計上いたしております。

繰入金につきましては、子ども子育て基金、ふるさと基金、減債基金、林野基金からの繰り入れを合わせまして1億8千276万2千円を計上いたしております。歳入の合計は44億4千800万円となっております。

次に、6ページをご覧ください。歳出の内訳についてご説明いたします。議会費につきましては前年度とほぼ同額の4千314万円を計上いたしております。総務費につきましては5千751万9千円減の10億9千340万6千円でございます。情報交流施設管理事業の今まで企画振興費に計上されていたものから、観光振興費への移行。また骨格予算編成に伴います、

総合戦略費の政策的事業分の保留などが主な減額要因となっております。民生費につきましては5億9千708万4千円減の、7億7千326万7千円でございます。ケアハウス整備の完了が主な減額の要因となっております。衛生費につきましては清掃センターのパッカー車整備の完了などにより、714万9千円減の、4億5千432万5千円となっております。農林水産業費は骨格予算編成に伴います、補助事業の保留などによりまして2千699万5千円減の1億9千89万1千円を計上いたしております。商工費につきましてはコミットの建設資金償還の完了に伴う、補助の減などによりまして3千329万円減の7千277万9千円を計上いたしております。土木費は橋梁長寿命化事業の事業量の増加などに伴いまして、6千958万9千円増の3億7千343万3千円となっております。消防費は新規職員採用に伴う人件費などの増によりまして832万9千円増の1億8千608万8千円を計上いたしております。教育費は児童生徒用パソコンの更新などによりまして2千281万8千円増の4億2千450万7千円を計上いたしております。公債費は、地方債の元金の償還及び利子の支払いといたしまして3千679万7千円増の8億3千516万4千円を計上いたしております。今年度増額の要因といたしまして、過疎債の償還年限を短く制定したことによりまして年度あたりの償還金が一時的に増加しているものでございます。予備費につきましては、前年同額の100万円を計上いたしております。歳出の合計は44億4千800万円となっております。

次に、主な事業概要につきまして御説明申し上げます。2ページにお戻りください。表の左側の区分につきましては、第5次清里町総合計画の柱である基本目標に対応いたしております。なお各課所管の主要政策事業につきましては、原課より詳細のご説明があらうかと思っておりますので、私の方からは概略のみご説明致します。

まず協働と共生で築く自立のまちでございますが、継続事業といたしまして、自治会や団体などの実施事業に対する支援を行います。次に、自然と共生する安全安心な環境のまちでございますが、新規事業といたしまして洪水ハザードマップの作成、周知。それと農業集落排水施設の防災用発電機の整備を行ってまいります。継続事業といたしましては予防接種や各種検診に係る保健事業、診療所支援事業、24時間電話健康相談サービスや救急医療体制づくり事業などの地域医療体制確保事業の実施により、安心安全なまちづくりをしてまいります。また、道路整備や公営住宅の改修事業について計上し、地域生活の確保を図ってまいります。次に、共に支え合い一人一人の命と暮らしを大切にするまちでございますが、出産祝い金や子育て支援保育料補助、老健の冷房設備新設事業などの出産子育て支援、高齢者福祉を継続して実施いたします。次に3ページをご覧ください。豊かな心と文化を育てる学びと交流と人づくりのまちでございますが、学校給食費の補助や清里高校総合支援対策事業をはじめとした支援。また移住定住の促進を図る事業を継続して実施いたします。最後に、活力にあふれ豊かな地域を創る産業のまちでございますが、継続事業といたしまして、農業、商業、林業、医療福祉に対する各種支援策の実施やふるさと特産品PR事業。また、本町の景観整備や日本で最も美しい村連合に係る事業の推進を図ってまいります。

以上が平成31年度予算の概要でございます。私からは以上です。

○勝又委員長

只今、平成31年の清里町当初予算の概要についての説明がございました。今度改選期ということで、骨格予算ということの状況でございます。またそれぞれ原課より説明があるという

ことですので、なにかありませんか。それでは終わります。

②番平成31年度一般会計当初予算主要施策事業企画政策課所管分について。はい、担当。

○まちづくりG主査

それでは平成31年度一般会計当初予算主要施策事業の企画政策課所管分、その内企画政策課所管の事業につきまして、私の方からご説明をいたします。

企画政策課の1ページをご覧ください。上段からご説明をいたします。まず2款総務費、2項総務管理費、1目一般管理費、ふるさと特産品PR事業。ふるさと納税関連事業でございます。これまでふるさと納税のポータルサイトさとふる、さとふるの活用をいたしまして、特産品のPRを図ってきたところでございます。平成31年においても同様に業務委託による実施を考えてございまして委託料639万2千円。その他町への直接寄附に対応する経費をあわせまして、754万8千円を計上するものでございます。財源は全て一般財源でございます。

続きまして5目自治振興費、地域活動支援事業交付金事業でございます。記載のとおり、自治会及び団体等が行う地域活動や地域おこしの活動に対し支援を行うものでございます。自治体運営交付金389万円。協働共生のまちづくり交付金481万円等をあわせまして合計1千300万円を計上いたします。財源は一般財源でございます。

次に3項開発促進費、1目企画振興費、地域おこし協力隊事業でございます。平成30年度から雇用しております地域おこし協力隊につきまして、町全体の観光、移住定住業務と緑地域の活性化支援事業を担っていただくための協力隊にかかる人件費、活動経費、その他の必要経費でございまして合計835万7千円を一般財源で計上をしております。

続きまして、10項総合戦略費、1目戦略事業費、日本で最も美しい村推進事業でございます。まず1つ訂正がございます。1番下の行に連合負担金、会議負担金、総会出店補助金でございますが、31年度につきましては、総会出店補助金はございませんので、削除をお願いいたします。大変申し訳ございません。日本で最も美しい村推進事業につきましては、現在加盟をしております、日本で最も美しい村連合を活用いたしまして、サポーター起業との連携、清里町の知名度や認知度の向上を図ることで交流人口の増を目指すと共に本町を美しく保つ気運の醸成を図って参るものでございます。報償費から負担金、補助及び交付金までをあわせまして204万2千円を計上いたします。財源につきましては一般財源でございます。以上で説明を終わります。

○勝又委員長

はい、担当。

○地域振興G主査

続きまして、地域振興グループ分につきまして御説明させていただきます。2ページをご覧ください。2款総務費、4項庭園のまちづくり事業費、2目花と緑と交流のまちづくり事業費、花と緑と交流のまちづくり事業につきましては快適で潤いのある自然豊かな環境作りを行うため、花壇植樹帯等整備事業に314万6千円を計上しております。財源内訳はふるさと基金から100万8千円、一般財源として213万8千円を計上しております。

次下段にいきます。10項総合戦略費、1目総合戦略事業費、移住定住促進事業につきまし

ては移住定住及び交流人口の拡大に向けて、取り組む移住体験住宅の運営及び空き家等の情報を整理、公表に対する業務を委託するものであります。空き家バンク事業に50万円。移住定住事業補助金に150万円を一般財源として計上しております。

続きまして6款商工費、1項商工費、1目商工振興費、商工振興対策事業につきましては地域商工業の振興及び地域の活性化を目指して事業展開する商工会を支援する経費としまして、商工会補助に921万5千円。コミュニティーセンター維持費補助として895万8千円。合計は1千817万3千円を計上しております。財源内訳はふるさと基金から130万6千円。一般財源として1千686万7千円を計上しております。

次に同じく1目商工振興費、中小企業融資貸付制度事業につきましては貸付利息の一部及び保証協会の保証料の補助で町内中小企業の安定した経営を支援するもので435万円を一般財源で計上しています。

次のページをご覧ください。2目観光振興費、観光地整備事業につきましては、平成30年度実施しております、観光地整備基本計画により示されました神の子池及びさくらの滝の整備につきましては、基本設計業務を実施するものでありまして、観光地整備、現況調査、設計業務委託として基本設計業務、測量業務、地質調査業務、環境調査業務を実施するもので834万円を一般財源として計上しております。

次に同じく2目観光振興費、観光事務費につきましては、清里町観光振興計画に基づき、観光客の周遊滞在を促進するための事業を実施するものであり、観光による経済の循環や交流人口の増加を目的としてウェブプロモーション事業46万2千円、スタンプラリー事業55万9千円。計102万1千円を一般財源として計上しております。

同じく2目観光振興費。観光協会補助事業につきましては、特定非営利活動法人清里観光協会の円滑な運営を支援する経費で、事業費、負担金、人件費として1千5万4千円、斜里岳登山道整備補助として100万7千円、合計1千106万1千円を一般財源で計上しております。

同じく2目、観光振興費、情報交流施設管理事業につきましては、町の観光の拠点となる情報交流施設きよ～の施設管理運営に係る経費でございます。燃料費、電気、水道料として需用費に508万3千円、施設の火災保険料に4万1千円、施設管理運営にかかる職員給与、施設の保安保守業務の委託料に534万5千円。合計1千46万9千円を一般財源で計上しております。なお平成31年度より従前の2款総務費、3項開発促進費、1目企画振興費から科目外となっております。以上で説明の方を終らせて頂きます。

○勝又委員長

ただいま、平成31年度の一般会計当初予算主要政策事業企画政策課所管分についての説明がございました。委員の皆様方から質問、意見等伺います。ありませんか。はい、河口委員。

○河口委員

緑地区の活性化の事で何か前向きな部分というのは変わってきたんでしょうか。その辺の経過について。

○勝又委員長

はい課長。

○企画政策課長

緑地域活性化事業のまず予算の関係でまずありますけども、主要政策の方には載せてごさいませんが、予算の方につきましては今回30万円ほどを予算計上させていただいております。その30万円につきましては事務費、それから研修等が行えればとの数字の中で、30万と計上をさせていただいて、実質的なソフト面ハード面の活動費ということではないということをご理解頂きたいということでございます。

そういった中で前回も話させていただいたかなというふうに思いますけども、緑の活性化について、学校ありきではなくて、もちろん学校もそうではありますけども、緑全体のまず活性化について、しっかりと議論をした中でどういう方向性を導き出したという議論を盛んにやっております。その中でいろいろと観光の政策だとか、福祉の政策だとか、経済の政策だとか、いろんな住民の方々の意見をいただいているところでありますけども、今中心となっている意見はそこでもやはりあそこの場所的な部分も含めて、観光の部分を中心にアクティビティやそういった活動が出来るようなエリアと言いますか。そういった部分を今中心に検討しているところでありますけども、先ほども申し上げました、他の部分につきましても加えながら議論を重ねているところであります。いずれにしても地域の皆様と一緒にやって行ける、地域の方々が理解のもと、協働のもとでやっていただける事業を代表の方々と模索している中でございますので方向性ができましたら、また議会の方にも報告させていただきたいというふうに思っています。

○勝又委員長

よろしいですか。他委員さんから。ありませんか。無いようですので、次に移ります。③番、清里町商工振興事業計画の策定について。はい、課長。

○企画政策課長

それでは私の方から商工振興計画の策定につきまして説明をさせて頂ければというふうに思います。資料につきましては、別冊の資料2を御用意いただきたいというふうに思います。

まず、計画策定に至るまでの取り組みの経緯の関係でございますけども、最終ページの42ページ、43ページご覧になって頂きたいというふうに思います。前回の12月の常任委員会等でも進捗状況について御説明をさせていただいたところでございますけども、4月の委員公募、推薦から始まりまして7回の委員会ここに記載のとおりでございますけども、それからそれにあわせて10回の幹事会を開催されています。当初5回ほどの委員会というふうに計画をしていましたけれども、委員各位のたくさんの意見をいただいた中で積極的な議論も行われたということもありまして、このような委員会の開催となっております。なお第4回目から6回目につきましてはグループワークというような形で委員各位からの意見を吸い上げて内容について十分精査することができたのではないかと感じてございます。加えまして、オブザーバーといたしまして清里農協、それから北海道商工会連合会オホーツク支部にも御参画をいただいて、より広い視野をもって、策定業務を進めたところでございます。町、商工会、関係機関が相互に連携を図ることで出来たというふうに認識してございます。

それではまず目次に戻っていただきましてご覧になっていただきたいというふうに思います。

す。全体構成でありますけれども、ローマ数字1の計画の概要から7の関係資料となっております。全43ページの構成となっております。

次のページ1の計画の概要でございます。策定の趣旨につきましては、文章の下から4行目に記載している部分に集約されております通り、持続可能なまちづくりに欠かせない大きな柱の1つである商工業の現状を改善し、次代に継承していくため、事業者、町、関係団体等、商工業にかかわる人たちが役割を担い、連携しながら本町の商工業の振興に向けてともし組み組んでいくためのビジョンや方向性を位置づけるために、この清里町商工振興計画を作成したところでございます。

2の計画の期間でございますけれども、2019年から2023年の5カ年ということになってございますけれども、計画期間内における実効性の高い施策にとどまらず、中長期的な視点を持って取り組むこととしております。

次のページ3、策定の方法でございます。統計資料やアンケート結果から清里町の商工業の現状を分析して16名で構成する策定委員会の中で協議を重ねてきたところでございます。

続きまして大きな2、清里町の商工業の現状でございます。3ページから7ページに記載してございます。こちらにつきましては第2回策定委員会に統計資料を用いて商工業の現状について協議してございます。全国的な傾向といたしまして、御承知のとおり過疎地域においては人口減少の中、少子高齢化や生産年齢人口の減少といった地域問題。さらには社会の変化による物を買うという行動スタイルの多様化から商工業にとっては、消費者の流通という厳しい現状となっております。本町においても同様の現象が見られ、加えて回復の兆しが見られないものとなっております。

続きまして大きな3、8ページから10ページに記載してございます。こちらにつきましては第3回の策定委員会において6月に実施したアンケート結果に基づいて協議をしてございます。アンケート調査でございますけれども、消費者向けには800世帯、事業者向けには142事業所に実施をしたところでございます。回収率につきましては消費者向けでは38.4%。事業者向けにつきましては82.6%となっております。

アンケートの結果から、消費者側の特徴といたしまして、本町の町民の買い物の状況は町内で購入、利用する商品はあるものの、食糧や日用品などの買い物の場としては、商店街の利用が少ない状況であるということや、住民の3分の2は将来の買い物の環境に不安を抱えているということ。また商工業者の特徴としまして、近い将来廃業を考えている事業所の割合は2割近くを占めることや半数の事業者が自分の代で終わることの計画が出ていること。買い物交通の利便性の向上や空き店舗の活用を初め、第三者継承や第二創業など、時代に応じた支援策について取り組まなければ負の循環は進んでいくということになってございます。

続きまして4、目指す姿でございます。11ページに記載がございまして、こちらにつきましては第3回の策定委員会時におきまして、計画の骨子にかかわるものを図として掲載してございます。本計画を3つの柱、下に記載しておりますけれども商店街の活性化、産業の連携、商工業者の支援というものとして取り組んでいるものでございまして、本町の商工業の目指す姿を地域を支え、住民を支え続ける清里町の商工業というスローガンをもとに、取り組んでいくものとさせていただいております。

続きまして5、取り組み内容でございます。12ページから31ページに記載をしてございます。これにつきましては先ほども申し上げましたとおり、第4回から第6回までグループに

において協議され、精査した項目を掲載してございます。取り組む3つの柱について具体的政策を明記したものでございます。当初80を超える項目となっておりますけれども最終的には41項目にまとめてございます。商店街の活性化については25項目、産業の連携、商工業の支援についてはそれぞれ8項目の構成となっております。

この5の特徴は関連する声ということで、消費者事業所、委員各位からの意見を各項目ごとに肯定・否定等を含め生の声を掲載しているところであります。厳しい意見も多い状況でありましたけれども、真摯に受けとめた中で商工業の振興策について協議したところでございます。計41項目からなる取り組みについては、十分協議し、精査しているため全項目が重要でございますけれども、5年間という計画において特に重点的に取り組まなければならない項目がいくつあるというふうに認識をしております。12ページに記載しております、ポイントカード事業の取り組み。15ページに記載しております、コミットや16ページに記載しております空き店舗、空きスペースの活用等が重要な項目というふうに捉えております。本町における商工業の振興のキーとなってくる取り組みでもあるというふうに思っております。また28ページの商工業者の経営の安定に向けた支援策についても積極的に取り組まなければならない重要な項目であるというふうにも捉えております。

続きまして、6アクションプランにつきましましては、32ページから41ページに記載してございます。5の取り組み内容を一覧の表にさせていただいて、役割、取り組む期間を明確にしたものでございます。これに従いまして事業継承を維持していくということになろうかというふうに思います。それから42ページ、43ページにつきましては先ほど御説明をさせていただきました。

最後に計画策定後における検証の体制でございますけれども、幹事会構成員、商工会及び観光協会、それから町の中でアクションプランの実践を検証していくということになろうかというふうに思います。状況に応じて町内関係機関を含めた中で、引き続き事業実施し、それに伴いまして検証をしっかりとしていきたいというふうに思っておりますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

○勝又委員長

はい、ただいま清里町商工振興計画の策定についての説明がございました。振興計画の原案ができました。委員の皆様方から何かございましたら。はい、河口委員。

○河口委員

まだ中身について十分な熟読できていませんけど、大まかにどうなんだろうということについて、質問させていただきますが、私が気になったのは計画の概要、趣旨というところの入り口から最初の前段の部分、一方町内の商工業は、ここから入るべきなんだろうなというのが気になります。最初の前段の農業、観光ということはいらないのかな。こういうように一生懸命なっていますよというなら商工業はやっぱりその中で取り組みが必要だということの趣旨についてはわかるんですが、ここの前段はいらないかなという気がするんですが、それは色々な意見がありますので。

それで商工業の現状、人口に関すること、この辺がずっと載っているのですが、あくまでもこれは国政調査の中で、コンサルがつくられる資料なんだろうと。で実際は今2019年で町

は2018年までの人口にしてもすべて解っていると思うんですね。あくまでも国勢調査だけの資料ではない、4年前の資料じゃなくて2019年、間違いなくはっきりしているのは2018年になろうと思いますので。そこまでの数字がきちんと私は載るべきなんだろうと思います。決して2015年、国勢調査だけの資料ではなくて、出来るだけの直近のデータの中で資料をつくられた方がいいかなと思っております。

それでこの中で、1つ気になった所が1番は同時に商工会でつくられている経営発展支援計画というのが、私知らなかったもんですから、商工会の方に行って資料をいただきながら、まだ細かいところまでは詰めていませんけれども、この辺が実際に経営発達支援という計画は作られているけど、それを知らない人の方が多い。商工業者さんもそういう色々な計画はあるけれども、どうやって使うかということが十分に商工会さんが出来てない。一部該当する業種の方だけが解っていて、大まかな商工業者は知らないという部分が多い。正確な計画が何もならないというのも。

それと同時にこの計画がつけられました。たくさん問題点ありますよね。ここで非常にこれはちょっとという関連する声。非常に私はこれについて非常に大事な部分なんだろうと思って見えています。それはやっぱり他力本願的な部分というのは非常に多いかなと思っておりますけれども、最終的にアクションプラン。ここが一番大事な部分になると思うんですが、アクションプランのほとんど商工会がやらなきゃいけないことはもの凄く多い。これがなかなか出来てこなかったのが現状なんだろうと思うんです。そうすると、これをつくれたから商工会が一段と活発になるのかという私はそうは思わない。本当にこの町が大事になるときに、ここの商工会にどうやってこの助けをできるかという方法というのは、何か考えられていることはあるんだろうか。これは商工会がやらなきゃならないことですよと言いながら、物すごい項目で沢山ある。これができていれば今の計画というのはスムーズにまだまだこれから進むだろうと思うんですが、いかんせん、職員も減ろうかという段階になったときに、この商工会にどうやってテコ入れできるのかという方法を行政側は何か考えられるのか、あるいはこうなったらいいとか、私案があればお聞かせいただきたいと思います。

○勝又委員長

課長。

○企画政策課長

資料の関係でございますけれども、統計資料関係につきましては2015年まで出しているということでもありますけれども、18年までの資料につきましては検討、精査をさせて頂きたいというふうに思います。

それから3の策定方法の2ページでありますけれども、委員おっしゃられた、経営発達支援計画。これにつきましては、委員お話しのとおり、商工会が策定した計画でありまして、それぞれの商工業者、商店街からの商工業者も含めた経費の安定を図るための支援計画かなというふうに思っております。私も手元でございますけれども、そういった視点と今回の商工振興計画を織り交ぜることによって、さらなる商工の振興の発展になるのかなというふうに思っております。これにつきましても委員御指摘のとおり、このそれぞれ個店にも当然のことながら十分関係する経営発達支援計画でございますので、これらにつきましては商工会を通じて、各

事業所等々にも内容について改めて御説明をしていただくようにお話をさせていただきたいというふうに思っております。

さらにこの計画につきましては、委員お話のとおり、かなり中身も濃くと言いますか、ボリューム感もあるというふうに我々としても認識をしております。そういった部分においても今までも商工会、商工事業につきましては商工会だけで行っていたわけではありませんけれども、今後さらに今まであまり事務的に連携をしてこなかったことがあったのかなというふうに思っておりますけれども、今回のポイントカードの関係でありますとか、商工振興計画はもちろんでありますけれども、そういった事務的な部分、それから実際に活動していく部分、両方の観点から、町としても商工会と一緒にあって商工業者の皆さん方も一緒にあって活動をさらに強化していかなければならないのかなというふうに思っております。

今のところ具体的にこういうこと、ああいうことは申し上げられませんが、さらにそういった連携強化。中には行政側だけではなくて可能な限り農の部分でありますとか観光の部分であります、そういった部分も織りまぜながら町の商工業の発展にかかわって一緒にあって連携して活動して行きたいというふうに思っております。

○勝又委員長

河川委員。

○河川委員

少なくとも、このたくさんの項目についてやっぱりどう取り組んでいくかと。これだけは、進めていきたいという1つのポイントは必要なんだろうと思うんですけども。ただどの項目についても大変重要な部分があります。

1つはスタートにあたり短期間でも職員の方が専属でスタートを切る方法も執行する形で短期間進んでいく。しっかりと進めていくことも、ひとつ考えてはどうなのかという気がします。そうでないとなかなか進んでいかない。でもこれは絶対進んでいかなきゃならない時に引っ張っていくかということでは、やはり行政力ということで非常に重要なことと思うんですけども、短期間の執行みたいな専属に職員がスタートにあたってやっていくということについては、今後考えられ得るかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○勝又委員長

課長

○企画政策課長

先ほど申し上げましたとおり、当然のことながら、今まで以上に積極的に商工業の発展、活性化については行政も一緒に取り組んでいかなきゃならない。検証についてももちろんでございます。ただ直接的な専属のそういった部分の配置等々については今ここで申し上げることはできませんけれども、いずれにしても今まで以上にそういった部分の強化というのは、しなければならないというふうに捉えておりますので、そういった職員の中でも、当然のことながらその中で許す限り効率よく、さらにしっかりと強化できるように、町の事務方の体制連携も図っていきたいと思います。

○勝又委員長

他委員さん。伊藤委員。

○伊藤委員

今回、清里町商工振興計画ですか。今まで無かったということで、1年取り組まれてきたわけです。単純に頑張っているな、良いもので来たなと思いました。

聞きたかったのが、取り組み内容の中の関連する声がいろいろあるじゃないですか。事細かい案、意見は、この委員会の人たちが出したものなのか、アンケートから抜粋したものなのか。

○勝又委員長

課長。

○企画政策課長

この意見につきましては、アンケート、それから各委員の声、両方でございます。

○勝又委員長

伊藤委員。

○伊藤委員

正直すごいいろんな意見というか委員の方もアンケートもだと思んですけど。一杯でてきたことが良かったなと思っているんですよ。凄く大事なことが書いてある。重要視しながら今後進めていただきたいと思います。

もう1点ですが、アクションプランがありますよね。この見方は、いろいろやることが書いてあって、取り組み期間がある。その取り組み期間で、途中で切れているやつでありますよね。ここで止めちゃうということなのか。

○企画政策課長

基本的には継続というような部分が多いというふうに思いますけども、取り組みの分につきまして、ここでコンプリートさせるというような部分もありますんで、基本的にずっと継続する事業でありますけども新たな事業だとか、そういった部分については、まずこの計画に基づいて固めるものについては固めようというような部分で、そのあとの展開について、また改めて検討する部分、それから引き続き継続する部分が出てくるのかなというふうに。

それから伊藤委員おっしゃっていただいた部分、非常にありがたく受けとめていきたいというふうに思います。先ほど私も申し上げましたとおり、なかなか他の計画では思い切った否定的な意見と言いますか、そういったことになかなか出せないような部分もあるかなというふうに思います。ここでは正直な部分も載せさせていただいて、現状もいろんな部分で、いろんな方々にも把握していただいで中でも立ち向かっていかなければならないということの観点から、こういった肯定的な意見も否定的な意見も載せていただいたという経過がありますのでご理解頂きまして感謝を申し上げたいと思います。

○勝又委員長

伊藤委員。

○伊藤委員

あくまで計画なんで、良い物できているなと思いますし、改良するところもあると思いますけども、これを今度実行できるよう、そういうところでまたその町としても協力しながらやってもらいたいと思います。

○企画政策課長

先ほどの河口委員の発言にもありましたが、今伊藤委員の御発言もいただきました。計画は作って終わりということは全くなくて、先ほども申しあげましたこれからどうアクションをしていくか、そしてそれをしっかりと検証をしていくかということが非常に重要であります。次のステップは非常に重要でありますので、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○勝又委員長

副委員長。

○加藤副委員長

計画でいよいよスタートなんですが、この現状の中で10ページにあるアンケートで、一番下、商工業者109人中、回答が半数に満たない部分の中で、5割が後継がないですよという表現で、このアンケートの回収自体、商工業は広いですが、実際の町におけるその商店としての回答割合、その実態の内容はどういう形になったのか。これはどういうふうに。

○勝又委員長

課長。

○企画政策課長

そのあたりの細かいところは手元にはございませんけども、全体的には商工会に加盟していないところも含めまして、商工業にかかわる事業所さんにつきましては、御案内させていただいて、全体の数字的にはちょっと回答が出し切れてない部分もございますけども、全体的には8割を超える御回答をいただきまして、その中で後継者がいないようなところだとか、自分の代で終わるといような部分があります。その中でどれだけ中央的な町の中の商店街、その中の数字をお伝えできないのと、アンケート調査ということなので、その辺を細かくお答えできない状況でございます。

○勝又委員長

副委員長。

○加藤副委員長

基本的にこの計画の中で、商工振興計画で商業と工業を分けて整理をしていかなければならない、実態の中では買い物とかいろんなこと言っている商業の部分に果たしてどういう形ではないとならないかということが最大の問題だと思うんです。いろんなアンケートの中で出てきているように、行政がこれから携わっていかないと、振興計画はあくまでも清里町全体ですけども、商業者自らが努力しないとなくなるところが沢山ある。でもそれでは何とかならない、行政としてテコ入れをしなければならない時代に入ったってところで、どういうふうに行行政がそこに携わっていくかが大切な時期に入っている。その中では、商店街の販売している実態が出ているアンケートの5割が後継者がいないのか、あるいは書かれているように第三者に譲渡するなり、継いでいきたいよという感覚があるのかどうなのか。そして同時に清里町の住民が本当に必要としている体系はどうなのかという具体的な案を、これの中に取り入れて進めていくようお願いをしておきます。

○勝又委員長

課長

○企画政策課長

副委員長おっしゃるとおり、この中でそういった今後の結果も踏まえて、そういった部分をつぶさに分析をするとともに、そういった中においてこういった体系を組んでいかなければならないのか。そして町としてこういった支援が良いのかというような部分が具体的に動いていかなければならない状況にもなってございますんで、そういった部分も含めて、今後町としても行政としても、こういった支援が必要なのかということをも十分検討してまいりたいと思っています。

○勝又委員長

ほか委員さん、河口委員。

○河口委員

商工業者、町民も、皆の本気度が問われることなんでしょうと思います。せっかくつくられた計画をどうやって今後進めるか。これは他力本願ではないと。実際の当事者意識を持った本気度が問われるだろうと思います。その中でホームページ上でパブリックコメントを求めています。実際は本庁舎と支所にありますので、見てパブリックコメントをくださいという内容だろうと思うんですが、まだまだ当事者の商工業者がわかってない方が非常に多い。この辺は改めてまた発信しますけども、商工会が動けることなんで、その辺含めてぜひ声掛けをいただいて、当事者がパブリックコメントを書かなきゃおかしいだろうと思います。ぜひこのへん含めて、コメントを求めてほしいと思うんですが。

○勝又委員長

課長。

○企画政策課長

お話のとおり、計画は計画でおおむねこの形で進めていきたいというふうに思います。こういった目指す姿であったり、アクションプランの中で当然のことながら各事業所さん、お店の方々からアクションプランについてこういった形が良いとか当然のことながら出てくるのかなというふうに思いますし、それに対し商工会や行政も耳を傾けなければならないというふうに思います。積極的に商工会を通じて各事業所さん等にも周知を図って、引き続き生の声を聞きながら政策に移していきたいと思っています。

○勝又委員長

よろしいですか。他の委員さんからありますか。無ければ終わりたいと思います。いずれにしろ、このプランの中にもありますけれども、やはり住民の協力をいれるような形でないと、幾ら上等な計画をつくっても、絵に描いた餅になる形では。もう少し住民が支えていくという観点を捉えた形の中で進めが大事かなと思います。河口委員。

○河口委員

空き店舗は1つの情報としては、場合によっては潰した方が良いという考え方も持たれている方がいらっしゃると思います。その辺早急に利用価値があるのかということを経営的にやっぱり進めさせていただきたいと思います。現在固定資産を払っている金額を考えると潰してしまおうかという考えに入っている方がいらっしゃる。その辺含めて早急な検討していただければと思います。

○勝又委員長

それでは④観光地整備基本計画設計、神の子池、さくらの滝について。

○地域振興G主査

それでは、私の方から観光地整備基本計画について説明させていただきます。観光地整備基本計画については、清里町観光振興推進会議の中で神の子池、さくらの滝の整備計画案について議論していただきまして、一定の方向性を持って示していただきました。11月に開かれた当委員会の中で、神の子池については5案の提示をさせていただき、神の子池から600メートルの位置の駐車場にトイレを設置する案をさくらの滝については、4案を提示させていただき障害者の対応するスロープ、展望デッキ。健常者には現在の展望スペースに柵を設置する案で進めさせていただきたい旨の報告をさせていただきました。

これらについて、整備計画の基本構想がまとまりましたので、詳細については産業建設課山本主査より説明させていただきます。

○勝又委員長

担当。

○産業建設課山本主査

それでは私の方から基本計画を説明いたします。資料につきましてはA3の資料2枚となっ

ております。

まず神の子池の基本計画でございます。神の子池は図面上下に記載がされておりました、図面上が北となっております、林道の入り口側となっております。

まず駐車場の位置でございますが、図面上側、現在の位置より600メートルほど離れた位置に配置してございます。これは神の子池の魅力を守り、また周辺に広がる自然環境や景観を来場者に感じていただけるようにと、駐車場から池まで徒歩で15分程度の位置に配置することとなっております。台数につきましては、現駐車場程度の50台程度を予定しております。この駐車場付近にトイレ及び管理人小屋を配置してございまして、これら駐車場、トイレ管理人小屋につきましては、現在基本設計の作業に入っております、トイレにつきましては、水洗便所を基本として電力の確保、し尿処理方式などの検討を今進めているというところでございます。管理人につきましては御意見もいただいておりますが、トイレや池周辺の管理をしていただけるようにと配置しまして、管理費につきましては来場者から若干でも徴収することや小物の販売もしながらということも検討してございます。

こちらからは15分程度、徒歩にて池までの移動となりますが、前半は現在の林道がなって小高い位置となっております、川や遊水池など見下ろしながら、林道を歩いていただき、デッキやベンチを配置しながら空間を楽しんでいただけるようにと検討しております。後半は林道も平坦となることと池も近くなっておりますので、さらに自然の中を感じていただけることができるよう、川に近いルートとすることで自然の中にある神秘的な神の子池を演出していかうとしてございます。

その他、既存駐車場については、植生を復元していきまして、また山を越えた道道からもガイドの方が案内するルートがあるとのこととございますので、余り環境の壊すことのない程度での整備も検討することとしております。神の子池の説明は以上となります。

続きまして2枚目の資料、さくらの滝の基本計画でございます。さくらの滝の整備につきましては、現状を大きく変えないことを基本としながら、現在の展望場所が砂岩であり、崩落の懸念があること、川ギリギリまで近寄る方も見受けられますので転落の危険があるということから、来場者の安全を確保しながら、滝を展望いただける施設整備ということを検討してございます。現在はロープで注意を促してございますが、安全性に配慮しますと現在よりも、川から離れた位置に柵などを設置することになってしまうことも想定されておりました、現在の滝の手前の階段付近に小規模でもデッキを設けることで、違った角度からも滝を展望できるよう、また階段をおりなくても展望できることを計画しております。駐車場から滝までは駐車場すぐの階段の解消も含め、沿道整備を予定しまして滝の案内なども不足してございますので案内看板等の設置も予定しております。その他駐車場は、砂利敷き程度ということにいたしまして、トイレについても簡易的なもので検討していきたいと思っております。以上計画の説明といたします。

○勝又委員長

ただいま観光地整備基本設計、神の子池、さくらの滝の説明がございました。委員の皆さんから意見・質問ございますか。

○勝又委員長

堀川委員。

○堀川委員

まず、神の子池の整備計画のほうですけれども、現状と変わってくる所で気になるところが、池に近づいてからの川沿いの遊歩道の関係。この整備の仕方は、非常に難しい仕方、知恵を絞らなきゃならない整備の仕方になるんだらうと思います。これは、木道にするのかそれとも他の整備を考えているのかというのを伺いたいのと、あと新ルート道道からのショートカットの部分。この部分もいろんな面で険しいですとか、難しい面があるように聞きますけども、この新ルートの園路はどんなふうな感じで考えているのかとお聞かせください。

○勝又委員長

課長。

○企画政策課長

まず1点目の低くなってからの川沿いのルートの関係でございますけども、実際にこういったルートにしたとして、実際木造を乗せるか、歩けるところについて湿地帯でなく、その普通の靴でもウッドチップとかそういった部分で歩ける部分があれば、そういった可能性もありますし、これにつきましては、そういった今後の設計状況も見ながら検討してまいりたいというふうに思います。

さらに2つ目の違うルートの関係でございますけども、このルートにつきましても、委員お話しのとおり、かなり険しいと言いますか、一般の方が行くには難しいのかなというふうに思っております。ガイドの方が随行して行っているケースは幾つかあるかなというふうに認識しております。実際にこのルートを整備するということになれば、ルートの整備の関係とそれから駐車場の関係はちょっとネックになっていくというふうに思っております。こちらについては予算関係もございますので慎重に協議していかねばならないのかなと思っております。

今後具体的にそういったことが現実的になってくれば、また協議をさせていただきたいというふうに思いますけども、まずは、メインのルートであります600メートル離れたあたりの駐車帯それからトイレからのルート整備構築を図っていきたいと思っております。

○勝又委員長

堀川委員。

○堀川委員

まず川沿いのルートに関してですけども、今言われたようにその自然を守る観点からも慎重に進めていただきたいということ、道道沿いの駐車帯の関係が道との関係とか難しいことがあると思いますけども、できれば現在の入り口のところにも道道沿いに駐車帯を要望していると思いますけども、こちらの方も是非道のほうに強く要望して、有効に使えるようお願いしたいと思います。それと今現在ガイド業を始められているという方が結構町内に増えているんで

すけども、その人たちに活躍してもらえような神の子池であってほしいと思いますし、それプラス、緑の活性化にも神の子池は重要なものになってくると思いますので、例えば拠点を経の湯から拠点にして、神の子池をガイドするとか、いろんな方法があると思うんです。緑の活性化というのと、ガイドの仕事としての生業が立つようなそういう知恵を絞って、この整備の方も進めていただきたいと思います。

○勝又委員長

課長。

○企画政策課長

冒頭、お話をされた川治いの遊歩道につきましては当然のことながら、今回の1つの目的として、神の子池周辺の自然環境をしっかりと守っていくというような部分がございます。そこについては、当然のことながら委員お話しのとおり慎重に整備を進めてまいりたいというふうに思っております。

それから2つ目、今後のこの神の子池を活かした御案内だとか、ガイドとか、そういった関係ございますけども、御承知のとおり神の子池につきましては、阿寒摩周国立公園の中に入れていただいて、裏摩周から神の子池まで点であったところが、少しずつ面としてのエリアというふうに捉えていいのかなというふうに思っております。観光協会の協力もいただきながら、環境省の協力、南部森林管理所の協力をいただきながら、裏摩周から神の子池への今まで閉鎖された林道も今後開通して、今申し上げまして、点から面への転換に行けないかというような部分を今模索してございまして、そういった部分においても、当然のことながら外部の方の協力は不可欠かなというふうに思っておりますし、そのエリアを神の子池、裏摩周エリアをさらに拡大して、さらに男鹿の滝でありますとかさくらの滝でありますとか、そういった部分のエリアもさらに大きく面として捉えてそういった部分のガイドの方でありますとかそういった活動の場を広げて、地域の活性化や観光の入込みにご尽力をいただくように町としても連携を図っていかなければならないなというふうに考えてございます。

さらに緑の活性化につきましても、先ほど私申し上げましたとおり観光やアクティビティを含めた中での地域の活性化ということの計画案を策定中でございますので、そういった部分とも連携しながら、ガイドの方々やそういった事業とも連携しながらできないかという事も模索してやっていきたいというふうに思っております。さらに道道入り口の駐車帯の関係でございますけども、委員お話しいただきましたとおり、北海道の方には強く神の子池入り口の駐車帯について、駐車帯と言いますか、路側帯が少し広くなるというような形の中で北海道の方では設計をしていただいておりますけども、そこについても整備をしていただいて、冬の神の子池も続く中に入っているところもありますので、交通安全対策も含めて、観光の入込も含めて、そういった整備もそれぞれの役割の中で要請をしていきたいというふうに思っておりますので、お願いを賜りたいと思います。

○勝又委員長

よろしいですか。ほか委員さんありませんか。伊藤委員。

○伊藤委員

何点か聞きたかったんですけども、神の子池の関係なんですけど、まず管理人小屋なんですけど、これ常駐するんですか。

○勝又委員長

課長。

○企画政策課長

今の構想の中では基本的には常駐をするということで考えてございます。先ほど山本の方からも御説明させていただいたとおり、今回現実的にやるかどうかまだ検討中でございますけども、神の子池やその周辺自然を守るといような中で、例えばそういった管理協力金みたいなものをいただいてその代わりに、例えばこの周辺のパンフレットを渡してそれを見ながら、神の子池周辺を味わってもら、体験してもらいというやり方もあろうかなと思いますし、今回トイレも新たに整備するという事でトイレの清掃だとか、観光の方の案内だとか、まだ構想の段階でありますけども、例えば飲み物を清里の水なり、虫よけなりを販売するとかそういった役割もございまして、基本的には今のところでございますけども常駐という様な形で計画を進めてございます。

○勝又委員長

伊藤委員。

○伊藤委員

常駐は解ったんですけども、小物の販売はキーホルダーとかそういうものではなくて、実用的な虫よけとか清里の水とかで、キーホルダーみたいなものを売るわけではないということによろしいですか。

○勝又委員長

課長。

○企画政策課長

基本的にそう考えています。神の子池の部分につきましては、いわゆる観光売店というイメージではなくて、しっかりと自然環境を守って、自然を味わっていただくという神秘的な神の子池を体感していただくと、そのような観点から進めていきたいと思っております、御承知のとおりちょっとしたその飲み物だとか、ちょっとした土産品については上の裏摩周の売店にございますので、今後その一体としてどう捉えていくかは、別として、まずそれを含めて今議論しておりますけども、この神の子池の部分につきましては、今申し上げましたとおりの内容です。今の構想としては進めているところでございます。伊藤委員。

○伊藤委員

今検討中ということで聞かせてもらっているのですが、入場料をとるといことになると、

逆側はどうする。そのこっち側だけで入場料を徴収すること考えているのか、両サイドで遊歩道の入り口の方でも同じように徴収を考えているか。

○勝又委員長

課長。

○企画政策課長

委員お話しの方の2つのルートは険しい方の話ですよ。先ほどお話しさせていただいたとおり、この険しい方のルート設定については、今のところ一緒に整備予定ではなくて、今後のあり方として、こちらの方向もあるということで、もし整備をするとしたら、その第2段階、第3段階の整備かなというふうに捉えておりますんで、もし整備をした中ではどういった徴収するかというのは、また議論をしてきたというふうに思います。

いずれにしてもその徴収方法についても、そういった管理の協力金としていただく形が良いのか、駐車場料金的なものとしていただくのが良いのか。かなりの程度のトイレですので、トイレ使用料としていただくのがいいのか。いろんな考え方があろうと思いますし、そのほかのところは、斜里岳は協力金をいただいていますけど、そういうバランスだとかほかの観光のバランスもあると思いますんで、これについても、改めて慎重に協議して、議会の方にも報告させていただければと思います。

○勝又委員長

よろしいですか。ほか委員さんありますか。堀川委員。

○堀川委員

さくらの滝の方で聞きたいんですけども、川に近い地盤が余り強くないんだという話も聞いていますし、川のそばなので、川の水に浸食されていく心配もあると思うんです。その辺の心配はクリアされているかということと、展望デッキも整備するということですけども、この辺は、過度な整備にはならないのか心配なんですけども、写真映えするような配慮も必要だと思いますし、過度な整備なのかどうか、町の考え方をお聞きしたいんですけど。

○勝又委員長

課長。

○企画政策課長

さくらの滝の整備につきましては、堀川委員がお話しいただいたとおり、前回は同じようなお話をいただいたのかなというふうに思っております。そういった御意見を踏まえて、内部でも十分協議している最中でございます。整備の全体につきましては、当然のことながらできるだけ過度な整備では無く、自然にそのまま配慮した中での整備をしていきたいと思っております。

まだ最終的に結論に達していないのが、いわゆるハンディキャップを持った方々の対応について、最終的にどうしようかなというような部分がございますんで、そういった部分も含めな

から、過度な整備をしないような形で進めていきたいというふうに思っております。また地盤の関係でありますけれども先ほど予算計上でもさせていただいた今回の当初の予算で計上させていただいておりますけれども、今回の観光地整備事業につきましては、とくに地盤、地質調査業務が大きな事業でありまして、さくらの滝を中心にしながら、どれだけ地盤の安定、危ないところというような、神の子池についても環境調査をしっかりと入れながら、先ほどもお話しいただきましたけれども、自然をしっかりと守った中で、訪れた方が安心して見ることができる体感することができるというような、まず最初の前段の部分はしっかりと多少お金はかかりますけれどもやらせて頂いていることで御理解をいただきたいと思えます。

○勝又委員長

よろしいですか。

○堀川委員

来てくれる方が水族館に行くわけじゃないんで、自然のダイナミックさを感じられるようなそういうような整備をお願いします。

○勝又委員長

課長。

○企画政策課長

基本的には堀川委員お話しいただいた部分を念頭におきながら、整備の計画を進めてまいりたいと思っております。

○勝又委員長

よろしいですか。他、ありますか。はい、伊藤委員。

○伊藤委員

今の説明わからなかったんで、もう1回聞くんですけれど、身障者の関係ですが、せっかく駐車スペースから身障者が行けるという形を作られていますよね。この状態で、例えば車椅子だとすれば、どこまでいけるんですか。一人で行けるのか。

○勝又委員長

課長。

○企画政策課長

今のさくらの滝でいけば、展望デッキ整備と書いてある。四角い濃くなっている部分までは、今の計画でフラットにしていきたいなというふうに思っています、今の高さでいうと、階段の降りるところが4段、5段あります。この降りないところの位置あたりのところからでも下にくらなくても見えるようなエリアを今、つくろうかなというような構想図でございます。

○勝又委員長

伊藤委員。

○伊藤委員

まず展望デッキまで解ったんですけど、その手前のスロープ整備と園路整備がありますよね。この部分は車いすの方が通れるかどうか、1ページに戻るんですけど、神の子池の園路整備のイメージってありますよね。その写真みたいになると車いすの方は実際どうなんだろうと思うんですけども、ちょっとどういうふうなものか、聞かせていただきたいと思います。

○勝又委員長

課長。

○企画政策課長

まず、さくらの滝のほうでございますけれども、さくらの滝につきましては、この基本計画の中では、最初に階段になっている部分も含めて、トータル的にコンクリートでなくてある程度車いすも通れるような形の中で、今の地盤を生かした中での整備を進めていければなというふうに思っております。

神の子池につきましては、先ほど途中から下に行くいわゆる川沿いを歩く構想もあるというふうにお話をさせていただきましたけれども、車いすの方については、下に行くとちょっと衝撃というか苦勞するようなことがあれば、車いすの方は今までの道路、上の方を通るなり、それが可能であれば下でも可能で行くなり、ちょっとその辺は検討しながら、どちらにしても、車いすの方が神の子池を見に行くことができないというようなことは無くしていきたいというふうに思っております。そういった部分と、先程堀川委員もおっしゃられたような水族館に行くのではないと。余り人工的な構造体と言いますか、遊歩道などの部分につきましては、出来るだけ自然にあったそれから経費も含めて、配慮していきたいと思います。

○勝又委員長

伊藤委員。

○伊藤委員

誤解を恐れずに言えばって形なんですけど、水族館に行くのではないんです。それは僕も分かるんですけど、ある程度苦勞しながらというのは僕も良いと思うんです。一般の方であれば。ただ身障者の方を考えるとそこは配慮が確実に僕は必要だと思っているんで。難しいと思うんですけど、自然環境を壊さない。そういう身障者と言いますか、その方々にも楽しんでいただきたい。どこに落とすところを見つけていくのか、大変だと思うんですけども本当にぎりぎりまで考えて、安易に誰でも見れないから良いんだというものにはして欲しくないなど。解っているとは思いますが、その辺、考えながら進めて頂きたいなと思います。

○勝又委員長

課長。

○企画政策課長

そのようなところも十分に配慮しながら今後検討して参りたいと思います。

○勝又委員長

ちょっと今の件なんですけど、神の子池の場合片道で600メートル15分。往復をすると1.2キロ。今話にもありまして車いすが果たして砂利道の状態の中でそれだけ行けるのかなという、そういう部分を含めて。年配の方が足の丈夫でないような方が1.2キロを往復して歩くのもなかなか大変なことですね。そこを含めてどんなことを対処していくのかなと聞きたい部分です。

それと、今さくらの滝もフラットとは言いながら、スロープとかいろいろあるわけで、本当に車いすの方が単独で展望デッキまで行くことが可能なのかなのかと良く検討しないと。ちょっと難しいのかなというのがありますが。検討して頂きたいと思います。

○勝又委員長

それでは⑤北のハイグレード食品セクションの選定について。

○企画政策課長

既にもしかしたら、昨日のテレビ報道等々でご覧になった方もいらっしゃるかなというふうに思いますけれど、この度北海道の経済部の方が主導している北のハイグレードセレクションの中に清里焼酎樽が認定されましたので、それにつきましてご説明させていただきたいと思います。北のハイグレードセレクションにつきましては、道内の原材料を活かして道内企業が推奨する優れた食、それから高い品質管理、強い消費者遡及力を備えた商品等について、食の専門家である北海道食のサポーターが先行して、販路拡大に加えて、来て買う、来て味わうなど地域に人を呼び込む視点に立った情報発信を行い、北海道の食の更なるブランド化を図るといような事業でございまして、今回の選定に応募をさせていただいて選定になったということでもあります。

今皆様方にお配りさせていただいたのは今回2019年、北のハイグレード食品に選ばれたラインナップでありまして、昨日町長がその選定式に出席をさせていただいて認定書を授与されているところでございますし、昨日もテレビ等々で大きく情報提供がされたところでございます。審査員の中には、著名な料理人等々もいると聞いておりまして、かなりそういった方々には焼酎樽について、高い評価を受けて頂きました。そういった部分で今はSNS等々でそういった方々がこの焼酎が良いというふうに、一言メッセージを送っていただけるとかなり拡散力、影響力があるということもありますし、今後北海道の事業でありますとか、経済産業省の事業等々にもPR活動の一環として活用していただければなという期待もございまして、清里焼酎として北のハイグレードセレクションに選ばれたことをどう生かすかということにつきましては、後ほど焼酎醸造所の方から説明をさせますので、私の方から受賞したということでご理解を賜りたいと思います。

○勝又委員長

ただいま北のハイグレード商品セクションの選定についての説明がございました。委員の皆様から。無いようですので、企画政策課全般で何かありませんか。議長。

○田中議長

平成31年度予算の概要という中で、公債費。過疎債の繰上償還を短縮すると。そういう説明があったわけですけど、その件について、金利の部分の理由か、今後早く無くして借りやすくするとかなと思うんですけど。

○勝又委員長

課長。

○企画政策課長

今おっしゃられたような部分もござますし、御承知のとおり今全体の予算が、情報セキュリティーの関係とか管理費とか少しずつ膨らんでいく中で、なかなか管理費の抑制がなかなかきかない中で、引き続き公債費の部分については、横ばいか、やや増えているというような現状があります。公債費が増えると当然のことながら、一般の政策予算の執行がなかなか難しくなるのかという部分がございますので、そういった基金全体の中で減債基金なり、活用できる基金を生かして、利息の軽減も図りながら返せるものについては、財務当局も相談させていただきながら、返すことによって全体の予算の枠が広がっていくということになりますので、そういったことを加味しながら、今後とも過疎債やそれぞれの起債の償還にあたっては、有利な方法と予算枠そのものが実行できるような中で、組んでいきたいというふうに考えておりますので、引き続き起債の償還について、公債費にあり方については議会の方にも報告させていただきますと思っています。

○勝又委員長

よろしいですか。副委員長。

○加藤副委員長

再確認ですけどそれは全部過疎債の繰り上げをするという事なんですか。今課長の答弁の中には有利な財源の確保という表現があったんですが、その辺を踏まえて、もう一度。過疎債の町村における額が決まっているという条件というか、そういう中において新規の過疎債をかけるにあたって、今現状の中の予算とそういう中ではある程度繰り上げるものは今しておきましょうという表現なのか。

過疎債以外に起債はあるわけですから条件的にはそちらを介した方が良いわけですが、そうではなく、過疎債をやるといふ表現はどこにあるのかということが一番大きな要因だと思うんです。

○企画政策課長

細かい部分がありますんで担当から。

○まちづくりG主査

今回、公債費の金額があがった要因ですけれども、繰上償還ではなく償還年限は普段ですと12年償還で借入れを行っているんですけども、今回、町の金融機関等の活性化を図るということで、信金さんから借入れを昨年度しております。それに伴って銀行で借りる場合は総務省の方で4年以内で償還しなさいというのがもう決まっていますので、4年間の償還ということで借入れを全部ではないんですけども過疎債の一部を借入れしました。それに伴って、1年当たりの償還額がどんどん増えてしまう。今まで12回払いだったのを4回払いにすることなので、借入金額としてはそんなに上がってはいないですけども、1年当たりの償還額が一時的に増えてしまうということで、これから何年かの間はちょっと償還額が増えていくということで、ただし、借入の額といたしましては、徐々に増えているということと古い起債は金利が高かったりしております、圧迫もあつたんですけども、どんどん解消できていますので、今後10年くらいの推計といたしますが、徐々に現在高としては下がって行って、今が償還の元金も今後これからまた大型事業があるかもせませんので、これになるっていう確定ではないですけども、徐々に下がるのではないかと。というように、財政としての推計はなっております。今がちょうどピークの、今年は償還額が一時的に金額が上がってしまいますけれども、現在高としては上がっているわけではなくて徐々に下がっていくのではないかと。いうことで推計をしております。

○勝又委員長

副委員長。

○加藤副委員長

過疎債を指定金融機関から借入れをしているという事ですか。いつからですか。

○まちづくりG主査

そのときによって、かなり昔から。昔からの信金さんだけでなく信組さんですとかほかの金融機関とかでも借入は行っているんですけども。

過疎債の去年の借入れのルールとして、金融機関で借入れする場合には、4年間で返すようにと国の方から指示があったので、今回4年間で。今までは信金さんから過疎債ではない別の起債を借入れしてましたので、今までは10年償還が出来ていたんですけども、過疎債については5年以内で返さなければならないというルールがありましたので、今回はその4年償還ということで一時的に償還額が上がってしまうというようなことになっております。

○勝又委員長

何かその他。堀川委員。

○堀川委員

2週間前に雇用に関するアンケートをとるので、おそらくは各事業所まわっているんだと思います。農家にもまわっているようなんですけども、アンケートを見させていただいて、

性質上いろんな業種に回さなきゃならないということの配慮をしたのか、答えやすいように配慮があったのか。質問の内容が薄いと言いますか、深いところまでいっていないイメージを持ったんですよ。アンケートのとっかかりとしてはある意味しょうがない面があるのも理解しますけども、今後調査を考えれば、人材バンク、ハローワークというものに繋げていくための調査としては、まだまだ深いところに入っていく調査が必要だと思いますので、アンケートに加えて、今後の調査については、さらに深い実のある調査をしていただきたいという意見を述べさせていただきます。

○勝又委員長

課長。

○企画政策課長

雇用状況の調査関係でございますけれども、今回につきましては、幅広く事業を営んでいる個人の方、それから企業の方、問わずアンケート調査をさせていただいているところでございまして、基本的な部分のアンケート調査ということでご理解をいただきたいというふうに思います。

これを踏まえて、ある程度基本的な清里町内の雇用状況と言いますか、今まで雇用していたか、それから雇用をする予定があるかというような基本的な部分が、主な内容であります。これを生かして今後どうするか含めて、まず基本調査をさせていただいて、集計分析をさせていただいて、次のステップにどうするかということをしかりと考えていきたいと思っております。

○勝又委員長

他、ありますか。課長。

○企画政策課長

町の店舗出店の関係ですが、1つの認定をさせていただいた事業がございます。緑にお住まいの金子さんという方がいらっしゃいますけども、その方釣り専門の方でございまして、釣りガイド兼コテージ宿泊を営むことになりました。今事業のスタートの準備をまさにしているところでありまして、近日中に事業を開始していくということでありますので、まずもってご報告をさせていただきたいと思っております。

それから1点、札弦のほうで健康の器具販売と言いますか、そういった部分の御相談を受けている状況がございますので、これにつきましても合わせてご報告させていただきます。

○勝又委員長

何かありますか。前中議員。

○前中議員

過去において新規出店の関係なんですけども、自治会活動も参加がされてないという現状の中で、聞いているんですけども、事実確認だけはしていただきたいなと。

もう1点。商工振興計画のアンケート調査で109戸の個店事業者があるんですが、その中で今後の中で店舗を閉めるというような割合が約49%ありまして、残りが第三継承するという数字の表なんですけども、先程加藤委員が指摘したとおり、調査データでしっかりと基本をしっかりと押さえないと、結局109事業所の中で、今後清里に40~50の個店しか残らない状況しか見えないんです。これで間違えないのか。全体の計画そのものが根底からゆるぐものになるので、もう一度確認した中でしっかりと本町なんて1件ずつ回れば解る事だから、そこもしっかりと確認だけはしないと。

○勝又委員長

課長。

○企画政策課長

まず前段の出店された方々の自治会活動でございますけども、そういったことも我々耳にも入っているところでありますから、そういうことを事実も内容も含めて、地域の方々とも一緒になってやっていかなければそういった活動も地域の方々の協力も少なからず必要になってくるわけですから、そういうことも指導してまいりたいというふうに思います。

それから先ほどの加藤副委員長の部分と重複するかなというふうに思いますけども、どの事業体、個人の事業体なのか、会社も含めた形の中の40~50なのか、それからそこが中央の商店街にいくつ入っているのかとかも含めて、調べられる限りです。町としても調べさせていただいて、今後のアクションプランの中に検討のひとつとして取り組んでいきたいというふうに思っております。

○勝又委員長

よろしいですか。ほかありませんか。

○企画政策課長

最後にチラシを配らせてもらいました。北海道日本ハムファイターズの関係でありますけども、ご承知のとおり一昨年に応援大使が清里に来たわけでありまして。その後後援会の声も上がっていた中で、休止していた部分ありますけども、立ち上げという運びになりましたので、担当より説明させていただきます。

○勝又委員長

担当。

○まちづくりG主査

課長のほうからお話がありましたが、後援会につきまして遅まきながら立ち上げをさせていただくという部分で、広告とこちらのお手元にあるチラシを町のお知らせのほうで周知しまして、後援会員募集を進めてまいります。

経緯といたしましては、一部有志に寄りまして、1月16日に設立準備会を立ち上げしております。そこでの検討を含めまして、設立総会につきましては、3月の25日きよ〜るにて開

催予定をしているところでございます。

事業につきましては、表面の中ほどにあります活動予定にも書いてありますが、設立総会で、野球観戦ツアー、懇親会を兼ねましたテレビの観戦会、でき得れば選手と交流会など実施して参りたいと考えております。入会方法につきましては、裏面に記載をされておりますので、ご一読をいただければと思います。

○勝又委員長

ただいま、ファイターズ清里後援会ということで説明がございました。よろしいですか。伊藤委員。

○伊藤委員

聞きたいですけれども北海道日本ハムファイターズの後援会を行政が行うという事ですか。

○勝又委員長

課長。

○企画政策課長

行政が行うわけではなくて、もともと先ほども申し上げましたとおり応援大使が清里に配属になって、ファイターズを応援しながら子供たちの健全育成と地域活性化を図っていこうというふうにならで後援会の立ち上げに至った所であります。

それでもともと応援大使に対する部分につきましては、まず行政サイドで運営していたということもあまして、立ち上げまでの経緯は北海道日本ハムファイターズとの連携が町の方でずっとしていたわけでありまして、連携が図りやすかったということと、なかなか民間の方々がここまで忙しいなか難しいというような部分もございましたんで、立ち上げそれから軌道に乗るまでは協力もしていきながらやっていきたいと思っております。当然のことながら、協力というような部分でありますので、公費は入れないというような形の中でまちの活性化の一部として協力していきながら、願わくばなるべく早い段階で、その事務局的なところは、民間の方々に引き継いでいきたいというふうにご理解をいただきたいと思います。

○勝又委員長

よろしいですか。

○加藤副委員長

関連してこれらの経費も総会のときに、逆にそっちからいただくということになってくると、あくまでも清里のこの部分の中で課長の答弁がそういう解釈で良いですか。

それともう1点は、ファイターズの町村応援大使の経緯の中では、後援会つくるまでは協力をしていきますよという表現だったんですが、スポーツの中では他にいろんな団体がバスケット、サッカーがあったり。そういうのがこういう形で出てきたときには、同じように行政が手伝いをしていくという理解でよろしいのでしょうか。

○勝又委員長

課長。

○企画政策課長

冒頭の話でありますけども、経費につきましては、先ほど申しあげましたとおり、公費を投入するわけではなくて、費用につきましては、この後援会の年会費を軸に年会費の中で活動していくということになるかと思えます。それからファイターズ野球だけではなくて、レバンガ北海道やコンサドーレなどの北海道スポーツを盛り上げているところがあるわけでありまして、でもそういった部分におきましても、もしそういったいろんな部分の連携が例えばレバンガ北海道と連携がもし出てきたならば、そういった時はケース・バイ・ケースで町が中心となってやるのか、体育協会やそういった連盟がやっていたらそれらも含めながら、検討して行きたいと思えます。

ファイターズにつきましては、申し上げましたとおりそういった今までの経緯もあった中で、スポーツの中でも一番メジャーで大きな野球チームと言いますか、プロ野球でもありますので、こういったものを通して今後の子供たちへの支援であったり、活性化にもつなげるチャンスであるかなという部分で、活性化の一環としてやっていきたいというふうに思っております。今後そういったことがあれば、その時にまたご検討させていただいて議会等にもご報告させていただきます。

○加藤副委員長

今回、企画政策課が担当した、基本的に考えて生涯学習課あたりという方法もあろうかなと。これはこういう形できちっと町の全体としてやっていくということでもいいですか。今後も。

○勝又委員長

課長。

○企画政策課長

ファイターズの経緯については、応援大使の中でいわゆる町の政策機関である企画政策課が進めさせていただいた流れがございます。そういった部分で、スタートのところまで、今までファイターズと関係性があった当課において、ここまで進んでいった経過がございます。今後、そういったスポーツ関連の事業等を進める中では、当然のことながらそのときの担当する課、該当する課なりそういったセクションが受け持ちながら、もしくは、願わくばと言いますか。こういった活動をするには先ほど申し上げましたとおり、やはり、行政主導ではなくて民間主導であったり、協会であったり、そういったところの主導が望ましいというふうに思っておりますので、今後そういった事案が出たときには適材適所のところが支援していきなり、民間の方々が積極的にやっていきいただくなりというふうな呼びかけもしていきたいということです。

○勝又委員長

他、ありますか。無ければ以上持ちまして企画政策課を終わります。

○勝又委員長

それでは再開します。消防署清里分署①平成31年度一般会計当初予算、清里分署所管分。分署長。

○消防分署長

消防署清里分署からの提出議題であります、平成31年度一般会計当初予算清里分署所管分につきまして、担当係長より説明させていただきます。

○勝又委員長

担当。

○消防庶務係長

平成31年度一般会計予算清里分署所管分についてご説明いたしますので、1ページをお願いします。

上段の表清里町一般会計予算を説明いたします。これは清里町の一般会計から斜里地区消防組合に負担金として支出するもので、消防本部への負担金が1千620万1千円。清里分署への負担金が1億6千988万7千円。合計で1億8千608万8千円を計上し、平成30年度との比較で832万9千円の増額となっております。予算の内訳につきましては、下の表斜里地区消防組一般会計予算で説明いたします。

歳入ですが、消防本部に対する負担金が1千620万1千円。常備消防費負担金が1億5千518万9千円。非常備消防費負担金が1千469万8千円。消防施設費負担金はありません。これにより清里町からの負担金計1億8千608万8千円が歳入合計となります。

次に歳出ですが、消防本部に係る経費1千620万1千円につきましては、次のページで説明させていただきますので2ページをお願いします。この表は、消防本部の負担金調書であり、斜里郡3町の負担割合は、上段の負担金額内訳表のとおり、条例に基づく算定割、均等割、負担割となっており、平成31年度の負担金合計額は全体で1億1千727万1千円。その内清里町の負担額は1千620万1千円。前年との比較で99万7千円の増額となっております。

歳出の内訳は、下の表のとおり議会費、消防本部費、消防本部費は本部職員の人件費や需用費、委託料、備品購入等に要する経費です。この他公平委員会費、監査委員費、公債費、予備費であり、歳出の合計額は1億1千797万5千円となっております。

1ページにお戻りください。清里分署に係る常備消防費は、適用欄に掲載のとおり、職員の人件費、旅費、需用費、役務費、委託料等の経費であり、合計額は1億5千518万9千円。前年比較で1千33万8千円の増額として計上しております。増額となる主な要因は、新規職員の採用に伴い、人件費と被服、装備品購入経費の増、また消防車両の車検整備台数の増が主な要因となります。

次に清里消防団に係る非常備消防費は摘要欄に掲載のとおり、報酬、賃金、旅費、需要費、委託料等の経費であり合計額は、1千469万8千円。前年比較で43万8千円の減額として計上しております。減額となる主な要因は、無火災表彰に伴う報償金の廃止、並びに北海道消防大会が網走市で次年度開催されるため研修費用の減が主な要因となります。消防施設費につ

きましては、当初予算での計上はありませんので、前年比較で256万8千円の減額となります。これにより歳出の合計は、1億8千608万8千円となり、前年比較で832万9千円の増額として計上しております。

次に平成31年度当初予算の主要施策事業につきましてご説明いたしますので、3ページをお開き願います。8款消防費、1項消防費、1目消防費の消防職員貸与品購入事業につきましては、新規採用予定職員2名に貸与する制服、活動服、防火服のほか、防火、救急救助と職務を遂行するために必要となる装備品の購入費用として、消耗品費で218万5千円を一般財源で計上しております。

以上が平成31年度一般会計当初予算、清里分署所管分の説明となりますが、斜里地区消防組合の第1回定例会が来る2月28日に予定されており、その定例会に、ただ今説明いたしました平成31年度当初予算案を上程することとなりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。以上で説明を終わります。

○勝又委員長

只今、平成31年度一般会計当初予算、清里分署所管分について説明がございました。各委員の皆様方から意見等ございましたら伺います。ありませんか。池下委員。

○池下委員

1点歳出の部分で聞きたいんですけども、常備消防費比較すると1千303万円増えているんですが、職員人件費、2名分とある職員が増えたという事ですか。

○勝又委員長

分署長。

○消防分署長

救急救命士1名増ということで、職員1名増で考えております。

○勝又委員長

他ありませんか。無ければ全般通してありませんか。それでは、以上持ちまして消防署清里分署を終わりたいと思います。

○勝又委員長

続きまして、総務課3点ございます。①北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止に伴う専決処分について。課長。

○総務課長

まず総務課協議報告事項3件につきまして、私から概要を説明し、その後、担当の方から詳細について御説明申し上げます。

1点目、北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止に伴う専決処分について。公的事務組合であります当組合に地方自治法上、本来は加入できない北海道または北海道構成員とし

ます一部事務組合が加入しております。今般、総務省の方から指摘されまして当組合からの依頼によりまして、その是正を行うため、規約の制定並びに廃止を行うものでございます。提出期限までに時間がないことから専決処分の対応をさせていただきましたので、その内容につきまして説明をさせていただきます。なお追加で申しわけございません。資料を配らせていただいておりますので、それを見ていただきたいというふうに思います。

2点目でございますけども、平成31年度一般会計当初予算主要施策事業の総務課所管についてご説明をさせていただきます。

3点目でございますけども、働き方改革を推進するための関係法律の4月1日で施行されるということに伴いまして、国家公務員につきましても2月の1日付けで人事院規則の改正が行われてございます。今後、本町につきましても、改正内容を踏まえまして長時間労働の是正の措置が必要となりますので人事院規則の改正内容をして説明させていただきたいと存じます。それでは担当の方からご説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

○勝又委員長

担当。

○総務課主幹

それでは、北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止に伴う専決処分について説明いたします。1ページをご覧ください。

初めに、1の北海道市町村総合事務組合についてです。この組合は、共同する事務の非常勤消防団員に係る損害補償等及び非常勤職員に係る公務災害補償等とまた共同処理する団体が事務ごとに異なるいわゆる複合的一部事務組合となっております。

次に2つ目のこの組合の規約を制定並びに廃止する理由についてです。地方自治上、その複合的一部事務組合は、市町村及び特別区のみでしか設置にできないことになっておりますが、現行の規約では加入が認められていない北海道が構成員となっている石狩東部広域水道企業団、及び石狩西部広域水道企業団、並びに北海道が構成員となっている一部組合の石狩東部広域水道企業団、石狩西部広域水道企業団を構成員とする北海道市町村職員退職手当組合の3団体が加入しております。そのため、現行の規約では公的根拠を欠いた適法性がない状態となっていることについて、総務省から早急な見直しの指摘があり、北海道市町村総合事務組合の存続のためにも地方自治法に基づく規約の変更に伴い、一形式として現行規約を廃止し、新たに規約を制定するものであります。

3の規約変更の内容につきましては、本日お配りした別冊資料の新旧対照表をご覧ください。第14条に加入できないこととなる、石狩東部広域水道企業団、石狩西部広域水道企業団、北海道市町村職員退職手当組合の3団体に係る事務処理を委託受託するという形式で取り扱えるように、事務の委託をできる旨を条文に追加しております。そして別表第1及び別表第2から本来加入できないとされている、石狩東部広域水道企業団、石狩西部広域水道企業団、北海道市町村職員退職手当組合及び平成30年3月31日に解散しました十勝環境複合事務組合を削除いたします。

同じく別表第1第2の中に平成29年度及び平成30年度中に名称変更がありました江差町ほか2町学校給食組合を江差町・上ノ国町学校給食組合に、西胆振消防組合を西胆振行政事務

組合に今回の新規約にて変更いたします。

なお、この組合の規約の施行期日につきましては、地方自治法第286条第1項の規定により、北海道知事の許可のあった日となります。変更後の新しい規約の詳細につきましては、別冊3ページ以降をご覧ください。本来でありましたら、本組合の規約改正等につきましては、議会の議決事項となっておりますが、総務省から指摘があったこともあり、円滑な組合運営のため、また早期の対策が必要な状況であり、組合から構成団体に全部に対しまして、新年度4月1日からの適法な運用を行うために2月19日に開催予定となっております北海道市町村総合事務組合の定例議会でこの制定に向け、2月18日までに各団体から承認協議書を送付していただくよう依頼がありました。当町におきましては、その旨2月7日に正副議長に説明協議し、御理解をいただいた後、同日付専決処分をし、組合に対して承認協議書を送付する対応をさせていただいたところです。

今回の専決処分につきましては、3月の定例議会において専決処分の承認として提案いたしますので、ご理解いただければと存じます。なお、同じく構成団体であります斜里地区消防組合及び斜里郡3町終末処理事業組合につきましても、既に専決承認済となっておりますことを申し添えます。以上説明を終わります。

○勝又委員長

北海道町村総合事務組合、規約の制定並びに廃止に伴う専決処分についての説明がございました。議員の皆様方から。ありませんか。②平成31年度一般会計当初予算主要施策事業総務課所管分について。担当。

○管財G総括主査

平成31年度一般会計当初予算主要施策のうち管財グループ事業につきましてご説明いたします。2ページをご覧ください。

2款総務費、2項総務管理費、2目財産管理費の緑清荘管理運営事業につきましては、指定管理者による施設管理運営を行い、利用者の利便性向上並びに施設の適正な維持管理を図るため、火災保険料21万8千円、特殊建築物定期報告書作成業務104万円など合計125万8千円を計上するものです。財源はすべて一般財源となります。

続きまして同じく財産管理費のパパスランド管理運営事業につきましては、指定管理者による施設管理運営を行い、施設の特性を生かした効率的な運営により、町内外からの利用促進を図るため、火災保険料を13万8千円、指定管理業務委託料と特殊建築物定期報告書作成業務委託料で939万円など合計952万8千円を計上するものです。財源はすべて一般財源となります。

続きまして、同じく財産管理費の緑温泉管理運営事業につきましては、指定管理者による施設管理運営を行い、利用者の利便性の向上と安全確保のため、火災保険料を15万8千円、指定管理業務委託料756万円など合計771万8千円を計上するものです。財源はすべて一般財源となります。

続きまして、7目防災対策費の清里町洪水ハザードマップ作成業務委託事業につきましては、清里町の洪水ハザードマップを作成し、町民に周知することにより、災害時の被害軽減を図るもので、洪水シミュレーションの計算から、マップの作成、印刷まで委託料として660万円

を計上し、財源は国庫支出金として、社会資本整備総合交付金から200万円、残り460万円は一般財源となります。

続きまして、同じく防災対策費の防災用発電機購入事業につきましては、清里町農業集落排水施設の非常用発電装置が故障により発電出来ない状況にあるため、災害用災害等による停電時に清里町農業集落排水施設の電源を賄う発電機を設置し、ライフラインの確保を図るもので、備品購入費として636万円を計上するものです。財源はすべて一般財源となります。

続きまして、9目総合庁舎管理事業の総合庁舎発電機設置設計委託事業につきましては、災害等による停電時に総合庁舎の電源を賄う発電機を設置する設計を行うもので、委託料として312万円を計上するものです。財源はすべて一般財源であります。

3ページをご覧ください。続きまして、14目町民活動施設費の町民活動施設管理運営等については、施設維持のため需用費で271万8千円、同じく役務費20万8千円、施設管理業務委託料として521万2千円、パークゴルフ場土地使用料として58万7千円の合計880万5千円を計上するものです。財源は施設使用料19万円、残り861万5千円は一般財源となります。次の職員健康管理事業につきましては、後ほど総務グループより説明をいたします。

続きまして、表の下から2番目光ファイバー移設事業について説明いたします。18目行政情報システム管理費の光ファイバー移設事業につきましては、道路拡幅等の際に行われる電柱の移設に伴い、強化している光ファイバーの移設を行うもので、町道15号道路の整備に伴う工事請負費として、220万円を計上するものです。財源はすべて一般財源となります。

続きまして、7款土木費、2項都市計画費、1目公園費の公園等整備管理事業につきましては、施設維持のため需用費、役務費及び施設の草刈り及び点検等の委託料としまして、各公園広場にかかる維持管理费用とふれあい広場の乗用草刈り機の導入費用として備品購入費184万8千円を含む合計703万2千円を計上するものです。財源はすべて一般財源となります。以上で説明をおわります。

○総務G主査

私の方から総務グループの主要政策事業についてご説明させていただきます。3ページ目から3段目でございます。総務費、総務管理費、職員福利厚生費、新規事業といたしまして、職員健康管理事業費の内容といたしまして、平成31年4月より施行されます安全衛生法の改正による職員の健康管理措置の強化などに対応するため、産業医を雇用し、職員の健康管理強化を図るものであります。事業費として、産業医報酬につきましては、30万円全額一般財源により計上するものであります。

以上で平成31年度一般会計当初予算主要施策事業施策調べにつきまして、総務課所管分の説明を終わります。

○勝又委員長

ただいま②についての説明がございました。委員の皆様から質問等ございましたら。

○勝又委員長

池下委員。

○勝又委員長

今、一番最後に説明があった産業医報酬は具体的にどういうふう。

○勝又委員長

担当。

○総務G主査

後ほど詳細説明させていただきますけれども、産業医の仕事として想定されております健康診断の実施結果に基づく助言ですとか、またストレスチェックの実施をしているところでございますけれども、そういったところの高ストレス者に対する面接。そしてまた残業の部分で超過の勤務残業に対する面接指導等を想定しております。

○勝又委員長

池下委員。

○池下委員

金額的に30万。例えば今説明があったようなことを年間通して、どのぐらいの日数そういうふうな業務にあたるんですか。その辺のことにに関して。

○勝又委員長

課長。

○総務課長

今担当の方からも説明させていただきましたけど、産業医の委託の関係でございます。

現在、清里クリニックの医師に予定しているところでございますが、現在のところ、この30万でございますけども、先ほど言ったストレスチェックなり長時間労働の部分も時間数が多い方へ、面談とかを考えておりまして、現状では1万5千円の20回、回数で今年度は積算をさせていただくところでございます。今回初めての予算措置ということで、どれだけストレスの部分また時間外労働とか、今回そのような形で予算措置の方させていただいておりますので御理解いただければと思います。

○勝又委員長

よろしいですか。ほか委員さん。ありませんか。③地方公務員における長時間労働の是正について。担当。

○総務G主査

それでは私の方から地方公務員における長時間労働の是正の内容についてご説明いたします。4ページをご覧ください。まず1段目の超過勤務命令の上限設定についてご説明いたします。働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が、平成30年7月3日に公布され、平成31年4月から施行されるということに伴いまして、国家公務員についても職員の勤務条

件等を定める人事院規則において、2月1日付けで同様の改正がきております。これは労働基準法において、公務員について超過勤務の規制が適用除外であるため、人事院規則を改正することにより、同様の規制をかけるものであります。

具体的な内容といたしましては、四角で囲ってある箇所をご覧ください。1つ目の丸、上限時間の内容。いわゆる残業時間における上限設定について（1）と（2）の2つのケースが設けられております。（1）は、（2）以外の部署に勤務する職員。これは一般的な部署の職員に該当するものであります。条件は①1ヶ月に付45時間。②1年に付360時間としております。（2）は他律的な業務の比重の高い部署として指定するものに勤務する職員、これは国において国会関係や国際関係、法令協議や予算折衝など業務の量や時期が各府省の枠を超えて他律に決まる比重が高い場所ということであり、上限は①1カ月に付100時間未満、②1年に付720時間、③1カ月あたり、平均80時間、④1年のうち、1カ月45時間を超えて超過勤務を命ずる月数が6カ月までとなっております。

次の条件時間の特例ですが、これは大規模災害や重要政策法案など非常に緊急性、重要性が高い業務に従事する場合、上限時間の適用はしないという特例であります。

最後、超過勤務の縮減関係については、業務量の削減や業務の効率化等、超過勤務の縮減に向けた適切な対策とまた上限時間を超えた場合の要因分析や整理などを行うというようなことを規定しているものであります。

以上の人事院規則の改正内容に即して、地方公務員においても均衡の原則により同様の措置が求められていくものであります。本町における措置といたしまして、まずは条例規則等の改正が必要になります。1つは清里町職員の勤務時間、休暇等に関する条例について第8条第3項として規則に委任する規定の追加を想定してございます。具体的な内容につきましては、現在細部について検討協議を行っている最中でございますが、清里町職員の勤務時間、休暇等に関する規則を改正いたしまして先ほどご説明しました国の上限設定等に準じた規定になろうかなというふうに思っています。

次に2番目の長時間労働に関する面接指導についてご説明いたします。整備法の施行に伴い、労働安全衛生法施行規則が改正され労働者の申し出により行う長時間労働、いわゆる残業時間に関する面接指導の対象が平成31年4月より、80時間に引き下げられるものであります。国家公務員についても人事院規則において、同様の改正に加え、1カ月100時間以上の超過勤務を行った職員に対しては、申し出がなくとも医師による面接指導を行うこととしたものであります。本町におきましても人事院規則の改正内容踏まえた適切な措置について、今後検討を行い実施していくこととなります。具体的には先ほど、主要施策事業でご説明いたしましたが、職員健康管理事業として産業医を雇用し、基準を超える残業を行った職員に対する面接指導を実施していくものがございます。

以上で地方公務員における長時間労働の是正について説明を終わります。

○勝又委員長

ただいま、③地方公務員における長時間労働の是正についての説明がございました。委員の皆様方から質問、意見等ございましたら、先ほどの主要施策事業調べの中にありました産業医の関係もございました。ありませんか。無ければ、総務全般を通してありますか。無い様ですので、以上持ちまして総務課を終了したいと思います。

○勝又委員長

それでは、生涯学習課2点あります。①平成31年度一般会計当初予算主要施策事業、生涯学習課所管分について。課長。

○生涯学習課長

それでは初めに、平成31年度の生涯学習課所管当初予算案について、各担当よりご説明させていただきます。よろしくお願いいたします。担当。

○学校教育G総括主査

それでは、平成31年度一般会計当初予算生涯学習課所管分なものにつきまして、資料1ページ目、はじめに学校教育関係分よりご説明させていただきます。

総務費、総合戦略費、総合戦略事業費の教育支援員配置事業でございます。学校教育、社会教育の指導充実のために配置しております教育支援専門員、そして学校現場における学習支援の補助として配置している学習支援員。こちらの人件費を計上させていただいております。2名の総額事業費564万3千円で、財源内訳につきましては教育支援員配置事業債で400万円そのほか一般財源となっております。

続きまして特別支援教育支援員配置事業でございます。これは特別な支援を要する児童生徒へのサポート人員でありまして、清里小学校へ2名、清里中学校へ2名配置しまして支援を行ってまいりたいと考えております。総額事業費は1千248万8千円で財源内訳は子ども子育て基金から1千万円、その他は一般財源となっております。

続きまして、清里高等学校総合支援対策事業でございます。この事業につきましては、基本3ヶ年間の継続的な事業として要綱を定めて実施しており、平成31年度から見直しのタイミングでありましたが、これまで経過報告協議をさせていただきましたとおり、見直しを1年据え置いた中、事業展開していきますので基本的に支援の内容につきましても、従来とおり進めてまいりたいと考えております。

ただし、小清水町から通う生徒に対する通学バス運行につきましては、内容を見直しておりまして、またそれに関連して町外通学者、通学費補助につきましても一部内容を見直しておりますので御説明させていただきます。小清水町と清里高校を往復するバス運行につきましては、これまで町が運行主体としてバス会社と契約を締結していましたが、平成31年度からにつきましては、清里高校の保護者会とバス会社との契約とし自主運行として進めてまいりたいと考えております。バス通学利用者につきましては、自主運行にかかわる経費を月額1万円ほど負担いただき、町はその自主財源で賄えない部分について経費補助を行うこととして考えております。これにより、これまで委託料で計上していた経費が補助金での計上として変更となっております。なお次年度1年生の利用者を8名程度見込みまして、年間12万円の自己負担となりますので、予算額では96万円を差し引いて計上をしております。

また小清水町以外から通う生徒に対する通学支援補助につきましてもバス運行で経費をいただく状況に合わせまして、これまでJR定期券を全額補助しておりましたが2分の1補助として一定の負担をいただくと考えております。次年度の町外通学者の見込みから予算額では27万円ほどを差し引いて計上をしています。なおバスの運行補助、通学費補助新1年生からの

対象としておりまして、在校生徒につきましてはこれまで同様の取扱ですすめたいと考えております。

なお町の支援内容とは直接関係ございませんが、小清水町としての清里高校へ通う生徒この保護者に対する支援が、月5千円程度予定されているとお聞きしております。当初予算の総額といたしましては、2千99万4千円となりまして、財源内訳につきまして記載の通りとなっております。

続きまして、学校給食費補助事業でございます。保護者の経済的負担の軽減を図り、子育て支援、子供を育てやすい環境づくりをするための補助金交付要綱を設定しまして、平成29年度より実施しております。次年度も同様に支援を進めてまいりたいと考えております。事業費につきましては、1千782万円で財源内訳は、子ども子育て基金より1千600万円の繰入、その他、一般財源となっております。

○社会教育G主幹

それでは、総合戦略事業費の社会教育グループ関連の主要施策でございます。1ページ下2番目でございます。総合戦略事業費の高校生海外派遣研修事業につきましては、清里高校1年生40名及び引率職員2名、引率職員1名、ALT1名をニュージーランドへ派遣する経費としまして、1千668万6千円を計上するものです。財源につきましては、子ども子育て基金より300万円、高校生海外派遣研修事業債としまして1千万円、残りが一般財源となっております。

同じく総合戦略事業費の外国人英語指導業務委託事業でございます。本事業につきましては、平成27年度より業務委託により実施しておりまして、主に小、中、高等学校に外国人英語講師を派遣しているところでございます。31年度につきましても同様に業務委託によりまして委託料475万2千円を計上するものでございます。財源はすべて一般財源となっております。

2ページをご覧ください。同じく総合整備事業費の外国人英語講師招聘事業でございます。本事業につきましては、平成30年度からの継続となりますが、二人目の外国人英語講師としまして姉妹都市のニュージーランドモトエカ町より複数の外国人英語講師によりまして、きめ細やかな英語指導、多彩な国際理解教育の展開を図るものでございます。人件費などとして総額399万8千円をするものでございまして財源は全て一般財源となります。続きましては教育費の学校教育分の説明となります。

○学校教育G総括主査

学校教育関係の説明を続けさせていただきます。教育費、教育総務費、教育委員会費のコミュニティスクール推進事業でございます。コミュニティスクールにつきましては、保護者、地域住民、学校、これらが一体となって学校運営に参加しまして、子供たちを取り巻く環境の充実、そして地域の活性化、これらを図っていくというもので平成29年度より清里小学校と清里中学校へ設置しております。協議会の設置運営にかかる事業費の計上となっております。平成31年度より学校と地域を継ぐコーディネーターを週3日程度雇用しまして、事業推進と教職員の負担軽減を図ってまいりたいと考えております。賃金、社会保険料の経費177万6千円を含めまして、総額事業費231万2千円となり、財源はすべて一般財源となっております。

続きまして、教育諸費の遠距離通学バス業務委託事業でございます。以前の常任委員会にお

きまして、平成31年度からの通学バス見直し内容を御説明させていただきましたとおり、平成31年度からは路線バスの活用ではなく、すべて通学バスとして運行すること、さらに運行路線を現在の2路線から4路線に拡充することと、下校便の増便を行うこと。これらを基本として、調整を進めてまいりました。緑地域の保護者、光岳小保護者、それ以外の地域の保護者と町域ごとにそれぞれ2回ずつ説明会を実施し、見直しの考え方などに御理解をちょうだいしてまいりました。資料に記載の通り、上斜里線、向陽江南線、神威線、緑札弦線、この4路線につきまして、それぞれ登校1便、下校3便を基本として予算計上しており、町内すべての遠距離通学児童生徒の教育機会の均等を保障し、義務教育の円滑な実施を図ってまいりたいと考えております。広報2月号で町民周知させていただきましたが、通学バスの運行に際しましては、町民利用ができるよう調整し、具体的な運行内容や手続の方法につきましては、改めてチラシ配布などして参りたいと考えております。通学バス運行に係る事業費につきましては、6千800万7千円で、財源の一部に国からの補助金1千200万円を見込みまして、残りが一般財源となっております。

続きまして新規事業となります。小学校費、学校管理費の清里小学校体育館吊り物耐震化事業につきまして御説明申し上げます。この事業につきましては清里小学校体育館に設置しておりますバスケットボールの耐震化によります落下防止対策を実施し、地震等の災害発生時における児童の安全確保を万全に期すためのものがございます。体育館の基本設計につきましては、耐震設計となっておりますが東日本大震災以降、震災に対する防災意識が高まっております。また、昨年9月の胆振東部地震と道内での大きな地震が発生していることを踏まえまして、北海道からの落下防止対策の要請通知があったところでございます。町といたしましても、次代を担う子供たちが集う場であり、地震はいつどこで発生するかわからないものでありますので、万全を期すための対策を講ずるものがございます。事業費223万円。財源はすべて一般財源となっております。

続きまして新規事業となります。教育振興費の清里小学校児童、教師用更新事業。また次の段の中学校費、教育振興費の清里中学校生徒教師用パソコン更新事業につきまして御説明申し上げます。この事業につきましては、各学校に設置してあります児童生徒用及び教師用システムの基本システムが平成32年1月にサポートが終了するというに伴う更新整備となります。小学校で82台、中学校で64台分を整備するもので、小学校費で2千679万3千円、中学校費で2千61万1千円の事業費となります。財源はすべて一般財源となっております。続きまして社会教育関係でございます。

○社会教育G主幹

それでは、教育費の社会教育グループ関連でございます。3ページをご覧くださいと思います。社会教育総務費のスポーツ文化施設管理運営事業でございます。本事業につきましては、図書館、郷土資料館、トレーニングセンター、町民プール、緑スキー場、パークゴルフ場、町民グラウンド、野球場、テニスコートなど一般社団法人清里町スポーツ文化施設管理協会に委託しまして、効率的な管理運営と住民サービスを向上してございます。委託料3千610万6千円を計上するものがございます。財源はすべて一般財源となっております。

続きまして生涯教育費、プラネットステージ公演事業でございます。本事業につきましては、町民に優れた芸術文化の鑑賞を提供するとともに、暮らしに潤いをもたらす、心を豊かにする

ものとして、文化活動に対する意識を高めるものでございます。補助金300万円を計上するもので財源はすべて一般財源でございます。

保健体育総務費の斜里岳ロードレース大会実行委員会補助事業でございます。本事業につきましては、子供から高齢者まで誰もが参加できる魅力あるマラソン大会を目指しまして実施するものでございます。こちらにつきましては、負担金補助及び交付金としまして360万円を計上するものでございます。財源はすべて一般財源でございます。

同じく保健体育総務費の武道館弓道場防護フェンス設置事業でございます。こちらは新規事業となりますが、本事業につきましては大会開催時におきます観覧応援席として利用されます弓道場北側の矢取道に防護フェンスを設置するものでございます。近年弓矢がそちらの方向に行かれる場合もあることから、利用者の安全を確保することによりまして武道の普及振興を図るものでございます。工事請負費355万円を計上するものでございます。財源はすべて一般財源となります。

以上、平成31年度一般会計当初予算の生涯学習課主要施策内容となっております。

○勝又委員長

ただいま、①31年度の一般会計当初予算主要施策についての説明がございました。各委員の皆様方から質問等ございませんか。伊藤委員。

○伊藤委員

ちょっとお聞きしたいんですけど、2ページの小学校費、中学校費のパソコンですけれども、その指導用が小学校で11台、中学校5台がでございます。この指導というのはなんですか。

○勝又委員長

担当。

○学校教育G主査

その他指導用というのは、保健室、電子黒板、その用途になっています。

○伊藤委員

わかりました。

○勝又委員長

ありませんか。次に移ります。②平成31年度公立高等学校入学者選拔出願状況について。課長。

○生涯学習課長

先ほどお手元にお配りしました平成31年度の公立学校入学者選拔出願状況についてご説明をいたします。資料をご覧ください。本年度の選抜の出願でございますが、既に出願変更、これも締め切りまして、昨日変更後の最終の状況が出てまいりました。ご覧いただきましたとおり、東学区清里高等学校につきましては定員40名に対して、33名の提出の出願。倍率は0.

8倍となっているところでございます。なお東学区全体でございますが、網走南ヶ丘高等学校が定員200名のところ206名になっている方以外はすべて倍率1.0倍を切っているところでございます。斜里高校につきましては一番下の総合学科の欄に記載をされております。斜里高校は、募集人員80名に対して出願者が37名、倍率0.5倍となっているところでございます。このあと3月に試験が行われまして、合格者が決定いたしますが、その後2次募集がございまして最終3月末にすべての合格者が決定する運びとなっております。以上で説明を終わります。

○勝又委員長

ただいま公立高等学校入学者の出願状況についての説明がありました。各委員の皆様方から。池下委員。

○池下委員

33名の出願ですが、清里中、それから小清水中の出願はどうなっているのか。また違う地域からも来るのか、その辺どうでしょう。課長。

○生涯学習課長

これにつきましてはおおむねの数字で押さえていただければと思いますが、清里中学校につきましては、14名の出願という内容となっております。また小清水が10名程度ということでお聞きしているところでございます。斜里7名程度という状況でございます。その他網走からも一人いらっしゃるという感じで合わすと32なのかな、若干誤差で1名あると思いますが、おおむねそのような状況です。

○勝又委員長

ほか委員さんありませんか。

○池下委員

もう一点。今説明があったように小清水中から10名ということですが、何年か前からみると減っているのかなというふうな気もするんですが、そこら辺について、先ほど説明あったような通学費がかかるとか、そこら辺にもやっぱり多少影響はあるのかなとか、そういうふうなちょっと懸念を抱いてしまうんだけど、そこら辺どういうふうに考えます。

○勝又委員長

課長。

○生涯学習課長

小清水の出願につきましては、小清水の校長先生とお話をさせていただきました。小清水中学校全体の傾向といたしまして、今年度は管外、それから私立等の希望者が例年になく多いという状況もありまして、そのようなことから若干少なくなっているのかなというふうに考えております。

○勝又委員長

河口委員。

○河口委員

先程のコミュニティスクールのコーディネーターというのは、1名、週3回派遣は、小学校、中学校含めて週3回なのか。小学校に3回、中学校3回なのか。

○学校教育G総括主査

ただいま御質問あったコミュニティスクールのコーディネーターの関係でございますが、想定しておりますのは1名を基本清里小学校に配置をしながら、週3日となります。週3日のうちもちろん中学校も併せて協議会設置しておりますので、そちらの方にも出向いて業務をするようなこともあるかと捉えております。

○勝又委員長

ほか委員さんから。前中議員からの発言よろしいですか。

○前中議員

スクールバス関連で4路線、各路線における乗車人数は小学校、中学校、町民もそれに伴い、バス停の設置が実施されて、防犯上の外灯の設置等々要望が自治会で上がっているところがあるんですけども、そこら辺は企画政策課と連携しながら進めていただきたいというか十分検討していただきたい。日没時間が早い時、過疎地においてはそういう部分も検討する課題があると思うんで、そこら辺は今ここでどうのこうのではないけど。人数とか解れば、検討策を教えてください。

○勝又委員長

担当

○学校教育G総括主査

それぞれ申し上げていきます。上斜里線につきましては、小学校から清里高校生までになりますが、35名程度を想定しております。向陽江南線につきましては33名。神威線は15名。札弦緑線38名。このような人数を想定している所でございます。

○前中議員

高校生はカウントしていませんよね。

○学校教育G総括主査

新しい高校生はまだ把握できませんが、現在利用している清里高校生につきましては含めております。

○勝又委員長

課長。

○生涯学習課長

防犯灯に関する件でございます。実際に保護者の方また自治会の方から要望がございまして、教育委員会の方にもございました。担当所管及び企画政策課ということで連携をとりながら、進めているところでございます。今後予算等もでございます。昨年一昨年につきましてもPTAからの要望で光岳小学校、街路灯を増やしている経緯もありますので、要望があがりましたら、適時全体含めながら企画政策と協議をしまいたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○勝又委員長

よろしいですか。全体を通してありますか。1件伺いたいんですけどパソコンの事業の31年度主要施策の中で、処分の台数はちょっと若干を合計数と合わないわけです。小学校は光岳の関係あります。中学校の関係で合わない分はどういうことなのかなあと。担当。

○学校教育G主査

只今委員長から質問がありました件にお答えいたします。中学校現在教職員が20台、生徒部分が40台でございます。今回購入に際しまして、これからの生徒数・教員数をもとに精査しました。そうしましたら、40名に次の更新時期まではないだろうということで台数を減らしてございます。教員に関しましても、これから購入するであろうパソコンを利用する学年が中学校にいらっしゃるうちは、38名がMAXであろうということで、その台数とさせていただいております。

○勝又委員長

はい。わかりました。他無いですか。以上を持ちまして生涯学習課終わりたいと思っております。

○勝又委員長

いずれ大きな2番、議会費の予算について、平成31年度一般会計当初予算議会事務局所管分について。

○議会事務局主査

それでは私の方から、議会費予算について説明させていただきます。資料の1ページをお開きください。

平成31年度の一般会計当初予算ですけれども、基本的になり例年と変わりなく、予算を組んでおりますが、骨格予算のため、7月から行う事業については6月の補正で行うという予定になっております。4番目の共済費議員共済会負担金が26万7千円の減ですけれども、こちらの方は共済会より指定された負担率の減に伴うものです。次に6段の費用弁償、7番目の、普通旅費、食糧費そして下から6段目の自動車借上料と減額となっておりますけれども、これは6月補正において、市町村アカデミーや両常任委員会道内視察、そして新人議員研修など補

正を予定しておりますので、減額となっているという状況でございます。以上以外は変わりありませんので説明を終わらせていただきます。

○勝又委員長

議会関係は7月からの事業について6月の補正で行うという事で。例年どおりでございます。皆さんありますか。終わりたいと思います。

○勝又委員長

大きな3番、次回委員会の開催について記載されています2月27日水曜日の開催ということとでよろしく願いいたします。

○勝又委員長

大きな4番その他ありませんか。

●閉会の宣告

○勝又委員長

それでは、第2回総務文教常任委員会を終わらせていただきます。どうもご苦労様でした。

(閉会 午後 0時 5分)